

答申第8号

答 申

1 審査会の結論

平成20年7月23日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った「今年6月20日前後、子どもに関して祖母が相談した内容の詳細」（以下「本件対象文書」という。）に係る自己情報開示請求につき、実施機関が平成20年8月1日付けで行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成20年7月23日付けで異議申立人が、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号。以下「条例」という。）に基づき行った本件対象文書に係る自己情報開示請求に対し、本件決定の取消しを求め、全面開示を求めるというにある。

3 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、子どもに対して生活環境を良くするために開示を強く求める、というものである。

4 実施機関の不開示理由説明

本件対象文書には、未成年者に関する相談内容が含まれており、開示することによって、当該未成年者の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第16条第8号に該当し、不開示と決定したものである。

5 審査会の判断

本件異議申立てについては、条例第16条において、自己情報の開示義務を定めているところ、その例外として同条各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合は不開示とする旨が規定されているので、判断されるべきは、本件対象文書が条例第16条第8号に該当するかどうか、である。

そこで、本件対象文書の性格について考えてみると、本件対象文書は実施機関が受けた相談の結果を記録したものであり、「家庭児童相談カード」という名称である。記載されているのは、本件開示請求に係る本人についての状況や実施機関の所見等であり、当審査会も本件対象文書を検分した。その結果、当審査会は、本件対象文書が、その性格や記載内容から、条例第16条第8号に規定する「未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、当該法定代理人に開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を侵害するおそれがある情報」に該当すると判断するものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 8月27日	諮問書の受付
平成20年10月14日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成20年11月21日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	寺 川 史 朗
委 員	橋 本 陽 子
委 員	野 呂 千 鶴 子
委 員	内 田 典 夫